

第4章 現状変更

第1節 現状変更

(1) 明治45年当時に復旧整備した。

根拠付けの明確なものだけを復原対象とし、不明確なものについては、現状のままとした上で記録にとどめた。

1) 2階貴顕室（展示室4・5・6）の内装を復原した。

昭和62年度「島根県指定文化財興雲閣保存修理工事報告書」に掲載されている写真「二階貴顕室内部東側（明治時代）」（史料写真50）に基づき、内装を復旧整備した。

この写真の正確な撮影年月日や撮影者は不明だが、貴顕室（展示室4・5・6）内部の古写真は他に発見されていないこと、豪華な設えから明治40年の行啓時または同等の特別な場合に撮影されたものと考えられることから復原の根拠とした。建具及びシャンデリア1基については南側倉庫に保管されていたものを補修して再用し、その他は写真の分析を基に製作した。

2) 束石を復旧整備した。

昭和61～62年度の保存修理工事により1階床下の束石がコンクリート製の既製品に変更されていたが、平成24年度実測の際、当初の束石が床下に残っていることが判明したので、これを再用して復旧整備した。

3) 外部・内部の塗装色を復原した。

外部はグレーがかった白色、内部はベージュで塗られていたが、今回の保存修理工事に伴う解体調査結果に基づき、外部は淡緑色、内部は淡緑色とワニス仕上げに復原した。

なお、2階の貴顕室（展示室4・5・6）以外の部屋の腰壁は、解体調査結果によれば木目の見えるワニス塗りに復原するのが正しいが、現在の技術では古いペンキを剥離することが困難であり、該当の部屋のみ復原可能な時代のうち明治45年に最も近い大正時代の色を塗り重ねることとしていたが、塗料が定着せず塗装が困難であったため、全面こそげを行ったうえで塗装した。

(2) 防災上、構造上、活用上の整備を行った。

防災上、構造上、活用上必要な整備を行った。

1) 便所内部を整備した。

明治36年竣工時の古写真では便所棟は現在より北側に位置しているが、どの時点で現在の場所に移設されたか断定できる資料がないため、便所棟の位置は現在のままとした。内部についても資料がないが、便器、手洗い等の形状・材質から昭和以降の改装と判断されたため撤去し、今後の活用のため男女別に区画したうえで下水道接続した。階段室から便所棟に続く渡り廊下入口階段は急勾配で利用者が転倒する危険があるため、勾配を変えた階段を仮設で設置した。

また、車椅子利用者等のため、階段下倉庫の一部を多目的便所として整備した。

2) 水屋（納戸・流し・通路）及び1階東南側を倉庫・厨房及び飲食スペースとして整備した。

水屋（納戸・流し・通路）は土間や壁の形状・材質から昭和以降の改装と判断されるが、今後の活用に必要であるため残し、倉庫・厨房として整備した。衛生上・火災予防上、現状の材質のまま利用することは困難であったため、内部に仮設の床及び隔壁を設置した。

1階東南側は、利用者が興雲閣に親しむための導入部分として、飲食が可能なスペースを整備した。

3) 外部にエレベーターを新設した。

内装を復原する2階貴顕室（展示室4・5・6）は、天皇の行在所として使用する目的で建てられたという興雲閣の歴史を知る上で重要な部屋であるため、誰もが観覧できるようにするため興雲閣西側に外付けのエレベーターを設置した。当初はエレベーター出入口までスロープを設置することを計画していたが、現状変更の影響範囲を少なくするとともに景観に配慮して取りやめ、段差解消機（車椅子用昇降機）を設置した。エレベーターは興雲閣本体とは構造上独立させ、地震時に本体に影響を与えないよう整備した。

4) 床仕上げを変更した。

貴顕室（展示室4・5・6）以外の床については、昭和48年度に興雲閣を「松江郷土館」として整備する直前には板張りであったことが当時の現状変更許可申請書に記載されており、その後昭和61～62年度の保存修理工事でニードルパンチカーペット等、活用を考慮した仕上げに変更されていた。明治45年当時の床仕上げに関する史料はなく、今回の保存修理工事に伴う解体調査でも判明しなかったため、耐久性があり維持管理の容易なタイルカーペット等で整備した。

5) 各種設備を設置した。

上記の整備に伴い必要となる各種設備を設置した。

興雲閣背面北側に高圧受電のための電柱を新設した。また、エアコン室外機、自動給水装置、受電設備（キュービクル）を設置し、一般の立入ができないよう目隠しフェンスで囲んだ。

6) 耐震補強を行った。

保存修理後に内部を公開・活用するために、平成22年度の耐震診断及び平成24年度の実施設計の中で行った耐震補強設計に基づき、鉄骨による耐震補強を行った。補強にあたっては、将来行われる修理の容易性と、耐震工学・補強技術の進展に配慮して、付加物の除去・更新が可能な工法・仕様を採用し、かつ外観を損ねないこととした。内部については1階に15本・2階に10本の鉄骨柱と4本のタイロッドが露出したが、明治45年当時にはなかったものであることが後世にも判別できるよう、露出したままとした。露出する部分については、1階は茶色・2階は白色で塗装した。